

# 提案条例説明資料

令和 2 年 8 月 14 日

浜田地区広域事務組合議会  
定例会議

# 提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	承認第1号																
2	題名	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、介護保険料段階第1段階から第3段階の者に対して、保険料軽減を実施しております。令和2年度については、介護保険法施行令の一部改正により更なる保険料軽減を実施することとされているため、介護保険料の改正を行うものです。																
4	概要	<p>保険料率の改正（第3条関係）</p> <p>令和元年度から完全実施時における軽減幅の半分の水準で実施している低所得者の保険料軽減について、令和2年度からは完全実施とします。</p> <p>第1段階の保険料率を0.375から0.3に変更する。</p> <p>第2段階の保険料率を0.6から0.5に変更する。</p> <p>第3段階の保険料率を0.725から0.7に変更する。</p> <p>（上段：保険料率、下段：年間保険額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月～</td> <td>0.45 37,692円</td> <td>0.7 58,632円</td> <td>0.75 62,820円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月～</td> <td>0.375 31,410円</td> <td>0.6 50,256円</td> <td>0.725 60,726円</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年4月～</u></td> <td><u>0.3</u> <u>25,128円</u></td> <td><u>0.5</u> <u>41,880円</u></td> <td><u>0.7</u> <u>58,632円</u></td> </tr> </tbody> </table>		第1段階	第2段階	第3段階	平成30年4月～	0.45 37,692円	0.7 58,632円	0.75 62,820円	平成31年4月～	0.375 31,410円	0.6 50,256円	0.725 60,726円	<u>令和2年4月～</u>	<u>0.3</u> <u>25,128円</u>	<u>0.5</u> <u>41,880円</u>	<u>0.7</u> <u>58,632円</u>
	第1段階	第2段階	第3段階															
平成30年4月～	0.45 37,692円	0.7 58,632円	0.75 62,820円															
平成31年4月～	0.375 31,410円	0.6 50,256円	0.725 60,726円															
<u>令和2年4月～</u>	<u>0.3</u> <u>25,128円</u>	<u>0.5</u> <u>41,880円</u>	<u>0.7</u> <u>58,632円</u>															
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和2年4月1日</p> <p>2 経過措置 この改正は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>																

# 提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	承認第2号
2	題名	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料減免基準を策定にあたり、その対象保険料を国の財政支援基準に合わせて「令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの」とするものですが、既存の条例において遡及して減免を行うことができる規定を設けていないため、遡及して減免を行うことができるよう改正を行うものです。
4	概要	保険料率の減免（第10条関係） 条例第10条第2項、減免申請書類の提出期日に関する規定にただし書を加えることで、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期日後においても申請ができるよう改正を行う。
5	施行期日等	公布の日（令和2年6月10日）

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>地方自治法の一部が改正され、浜田市において「浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」が制定されることから、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正するものです。</p>
4	概要	<p>第1条中第21号を第22号とし、第15号から第20号をそれぞれ1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の号を加える。</p> <p>(15) 損害賠償責任の一部免責に関する事項</p> <p>【条例内容】</p> <p>管理者等の浜田地区広域行政組合に対する損害賠償責任について、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から規定の額を控除した額を免除させる。</p> <p>(浜田市制定条例 次頁参照)</p>
5	施行期日等	公布の日

## 浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>平成30年4月1日から、居宅介護支援事業所における管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更された。その際、令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置が設けられました。</p> <p>今回、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が公布され、管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとされていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いが可能とされたため、所要の改正を行うとともに、文言の修正を行うものであります。</p>
4	概要	<p>1 管理者要件（第5条関係）</p> <p>主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いが可能であることを追加する。</p> <p>2 経過措置（附則関係）</p> <p>令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、主任介護支援専門員を管理者とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することを追加する。</p>
5	施行期日等	<p>令和3年4月1日</p> <p>ただし、経過措置の規定は、公布の日</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	議案番号	議案第7号
2	題名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
3	目的・理由	地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたこととともに、会計年度任用職員制度が導入されたこと等に伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>会計年度任用職員制度等に対応するため、任用根拠、引用条項等を改正する。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田地区広域行政組合監査委員条例</p> <p>(2) 浜田地区広域行政組合職員定数条例</p> <p>(3) 浜田地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p>
5	施行期日等	公布の日